

地域リハビリテーション広域支援センター指定基準

地域における地域リハビリテーション実施施設等に対する研修や指導等の支援を行う地域リハビリテーション広域支援センターを、次の基準により二次保健医療圏ごとに順次1ヵ所指定していくものとする。

なお、指定期間は2年間とし、その間の事業実績、圏域の状況を総合的に判断して見直しを図るものとする。

- 1 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)の規定に基づく特掲診療料の施設基準等(平成20年厚生労働省告示第63号)及び特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて(平成22年3月5日付け保医発第0305第3号厚生労働省保険局医療課長通知)に定める下記の施設基準を満たし、地方厚生局に届け出ている病院とする。

施設基準

- ① 「脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)」
- ② 「脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)」
- ③ 「脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅲ)」かつ
「運動器リハビリテーション料(Ⅰ)」又は「運動器リハビリテーション料(Ⅱ)」

*原則として、①を基準とするが、圏域の状況により②、③の基準を加える。

- 2 地域リハビリテーションの理念に十分な理解があり、該当二次保健医療圏の市町村及び関係医療機関等と良好な連携関係にあり、地域リハビリテーション広域支援センターの機能が遂行できる施設

附則 この指定基準は、平成23年1月1日以降に新たに指定する地域リハビリテーション広域支援センターに適用する。